

電話再診終了（7月31日）のお知らせ

現在、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いの特例措置により、電話再診及び電話再診による処方箋の発行を行っておりますが、「新型コロナウイルスの5類移行に伴い、当該特例措置を令和5年7月31日をもって終了する」旨、厚生労働省より通知がありました。

これに伴い、電話再診及び電話再診による処方箋発行については令和5年7月31日をもって終了とさせていただきますので、8月1日からは従来通り外来にて対面診療を受診いただきますようお願いいたします。

令和5年5月

国立病院機構福岡病院長